

## 運搬費及び準備費の設計変更について

### 1 趣旨

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が高み、積算額と実際の費用に乖離が生じ、証明書類により妥当性を確認できた工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することができることとする。

### 2 対象工事

次の全てを満たす工事を対象とする。

- (1) 農政水産部が発注する土地改良事業の工事であること。
- (2) 「土地改良事業等請負工事積算基準」第3別表1の工種区分の欄に掲げる工種を適用し、実績変更対象経費の割合が定められた工種の工事であること。

### 3 特記仕様書への記載

対象工事については、次の内容を特記仕様書に明示する。

特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載する）

#### 第〇条 運搬費及び準備費の設計変更について

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。  
運搬費：建設機械の運搬費  
準備費：伐開・除根・除草費
- 2 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3 受注者は、2により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- 4 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した実績額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督員に提出し、設計変更の内容に

ついて協議するものとする。

- 5 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6 発注者は、内訳書を精査したうえで、「実績額」と「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額（※）」の差額を、共通仮設費積上分に計上する。

※「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」とは、最終精算変更時点の共通仮設費（率分）に対する割合から算出した額をいう。
- 7 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
- 9 実施方法を定めた資料については、宮崎県ホームページから入手できる。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/nosonkeikaku/index.html>

#### 4 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日付け12農振第1680号農村振興局長通知）」（以下「算定基準」という。）における下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

- 1) 算定基準別表1「運搬費の共通仮設費率の対象項目の1（1）、（3）、（4）、（5）」の『建設機械の運搬費』
- 2) 算定基準別表1「準備費の共通仮設費率の対象項目の3（1）及び（2）」のうち『伐開・除根・除草費』

#### 5 主な契約変更手続

- (1) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を受注者に提示する。
- (2) 受注者は、(1)により発注者から示された割合を参考にして、積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費に係る費用について、設計変更の協議ができるものとする。
- (3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「様式1」という。）を作成するとともに、様式1に記載した実績額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (4) 発注者は、様式1を精査したうえで、「実績額」と「算定基準に基づき算出した額（※）」の差額を、共通仮設費積上分に計上する。  
  
※「算定基準に基づき算出した額」とは、最終精算変更時点の共通仮設費（率分）に対する割合から算出した額をいう。
- (5) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (6) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 6 実績変更対象経費の割合

上記5（1）に示す「発注者が提示する共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合」については、次のとおりとする。

工種区分	共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に 要する費用))の割合	共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草 に要する費用))の割合
ほ場整備工事	19.55%	2.39%
農用地造成工事	12.05%	4.94%
舗装工事	18.46%	0.35%
道路改良工事	12.43%	1.41%
水路トンネル工事	11.08%	1.07%
水路工事	12.61%	1.46%
排水路工事	10.76%	0.39%
河川工事	12.05%	3.42%
管水路工事	12.03%	1.22%
管更生工事	11.68%	0.29%
畑かん施設工事	11.05%	0.56%
海岸工事	16.47%	1.73%
コンクリート補修工事	8.84%	0.67%
その他土木工事(1)	14.54%	0.77%
その他土木工事(2)	20.67%	2.62%
フィルダム工事	0.17%	—
コンクリートダム工事	0.45%	—